

改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会第12回会議（視察）の概要

第1 視察日程

令和6年4月18日 午前10時から午前11時30分まで

第2 視察先

- 1 東京地方検察庁
- 2 警視庁本部

第3 参加構成員（五十音順）

足立構成員、河津構成員、佐藤構成員、鈴木構成員、玉本構成員、成瀬構成員、松田構成員、宮崎構成員、横山構成員

第4 視察結果（概要）

1 東京地方検察庁における視察結果

(1) 視察の状況

刑事部取調室において、刑事部副部長から、取調べにおける録音・録画の実施方法や、録音・録画装置（平成30年度に整備されたもの・令和2年度に整備されたもの・令和5年度に整備されたもの）についての説明等がなされた後、質疑応答が行われた。

視察に係る録音・録画装置の外観等は、別紙1のとおり。

(2) 説明要旨

ア 取調室における録音・録画装置の設置状況等

この取調室に備え置かれている録音・録画装置は、平成30年度に整備されたものであり、録画用カメラ、カメラ三脚、マイク、マイクアンプ、ノートパソコンと、それらを接続するケーブル等から成る。

そのうち、録画用カメラは、検察官の後方に設置されており、1つの録画用カメラで、供述人の上半身をとらえた映像と、検察官や検察事務官の動きも含めて分かるよう広範囲をとらえた映像とを撮影して1つの画面上に表示させることができる。取調べの録音・録画の動画ファイルはサーバに記録され、弁護人から記録媒体の開示の求めがあった場合等に、動画ファイルをその都度記録媒体に複写している。

イ 検察庁の取調室以外の場所への録音・録画装置の運搬方法等

録音・録画装置は、キャスター付きのキャリーケースの中に収納して運搬する。

例えば、令和２年度に整備された録音・録画装置は、録画用カメラ、カメラ三脚、マイク、マイクアンプ、ノートパソコン等と、それらを接続するケーブルから成っており、これらをキャリーケースから取り出して設置・調整する作業には１５分程度を要し、片付け・収納作業には、それ以上の時間を要する。

供述調書を作成する際に用いる小型プリンタも、キャスター付きキャリーケースの中に収納することができ、それらの合計は、約１４キログラムである。

録音・録画装置は精密機械であり、振動や衝撃による毀損を防ぐため、運搬時は公用車やタクシーを利用することとしている。

なお、令和５年に整備された録音・録画装置は、マイクアンプが不要となっており、キャスター付きキャリーケースを含め、合計約１２キログラムである。

ウ 取調べの録音・録画の実施手順

取調べの冒頭から録音・録画を行う場合には、供述人が入室する前から、録音・録画を開始し、供述人が着席して検察官が取調べを始めるに当たり、供述人に対し、録音・録画を実施していることを告げている。

取調べの終了に当たっては、取調べを終了する旨を告げ、供述人が退室した後に、録音・録画を終了している。

(3) 質疑に対する応答要旨

ア 録音・録画装置について

- ・ 東京地検本庁においては、約２３０台の録音・録画装置が整備されており、そのうち、令和５年度に整備されたものは、約４０台である。令和５年度に整備された録音・録画装置は、１台当たり約７０万円である。
- ・ 録音・録画装置は、配属されている検察官の人員数に応じ、全国の検察庁に整備されている。なお、全国の検察庁には、合計約１９００台の録音・録画装置が整備されており、部屋に備え置かれている録音・録画装置を含め、いずれも運搬可能なものとなっている。

- ・ 令和５年度に東京地検本庁に整備された約４０台は、東京地検本庁において刑事部や交通部等の各部に割り振られているため、各部においてそれぞれ約４０台を使用できる状況にはない。
- ・ 部下検察官から、出張先での取調べを行う旨の報告を受けることはそれなりにあり、事件の発生状況によっては多数の録音・録画装置が同時に使われることもあり得ると理解している。
- ・ 軽量化が進んだ録音・録画装置において、マイクアンプが不要となったのは、プログラム（ソフト）の改善を含む技術の進歩によるものと考えられる。
- ・ 拘置所における取調べに際し、その取調べを録音・録画する場合、当該拘置所の取調室に録音・録画装置が備え付けられていないときは、検察庁から録音・録画装置を運搬して使用することとしている。

イ 取調べについて

- ・ 出張先で取調べを行う際には、取調べにおける発問や供述には捜査の秘密や関係者のプライバシーも含まれるため、それらの情報が流出しない環境の下で取調べを行うこととしている。
- ・ 身柄拘束中の被疑者については、被疑者が取調室の椅子に座った状態で手錠を外し、その後、検察官が、録音・録画の告知をした上で取調べを開始することとしており、その際、被疑者を護送する職員は、被疑者の後方に設置したパーテーションの裏に着席することとしている。
- ・ 検察官は、供述人の前で口授した文章を検察事務官がパソコンに入力して供述調書を作成することとしており、検察官の席上のモニターには、検察事務官が入力した文章が映し出されている。供述調書を作成するためのＡＩによる自動筆記システムのようなものは導入されていない。
- ・ 身体拘束中の被疑者の録音・録画を実施した際は、書類の作成等が必要となるほか、録音・録画装置の操作は専ら検察事務官が行うなど、検察事務官の負担が大きい。

２ 警視庁本部における視察結果

(1) 視察の状況

取調室において、刑事部刑事総務課管理官から、取調べにおける録音・録画の実施方法や、録音・録画装置（取調室に備え置かれている設置

型のもの・同装置が備え置かれていない他の取調室等に運搬して使用している可搬型のもの）についての説明等がなされた後、質疑応答が行われた。

視察に係る録音・録画装置の外観等は、別紙２のとおり。

(2) 説明要旨

ア 設置型の録音・録画装置

設置型の録音・録画装置は、本体、カメラ、マイクと、作動表示ランプ等から成る。そのうち、録音・録画装置の本体は、取調室とは別の部屋に設置しており、カメラとマイクは、取調室の天井に埋め込まれている。取調室入口横の壁に設置された作動表示ランプは、録音・録画中に点灯する。

設置型の録音・録画装置１台につき、最大で４つのカメラ・マイクと接続し、４つの取調室の状況を撮影することが可能である。

録音・録画装置の本体は、取調室のカメラ・マイクによる映像・音声を、ハードディスクとブルーレイディスクに同時に記録しており、撮影した映像に時刻表示を刻印するタイムレコード機能が備わっている。また、同本体には、操作パネルとしての機能を有し、映像・音声を確認できるモニターが付属している。

取調べの録音・録画を実施する場合には、捜査主任官等、取調官及び録音・録画装置を操作する者の３名の人員が必要となる。

この設置型の録音・録画装置の価格は、カメラ・マイクがそれぞれ１つのみ接続された場合で１台当たり約２００万円であり、ブルーレイディスクは、１枚当たり約５０円である。

イ 可搬型の録音・録画装置

可搬型の録音・録画装置は、本体、カメラ、マイク等から成る。

カメラは、磁石で壁等に固定できるようになっている。マイクは１つであり、供述人から一定程度離れた場所に置いても録音することが可能である。映像・音声は、ハードディスクとブルーレイディスクに同時に記録されており、本体に設置されたモニターにより、映像・音声の状況を確認することができる。

可搬型の録音・録画装置は、通常、その設置・調整のため、３０分程度は要するものであり、慣れた者が操作する場合であっても、１５分程度を要する。

設置型の録音・録画装置が導入されている取調室に限りがあり、同時に複数の取調べの録音・録画を行う必要があるときには、可搬式の録音・録画装置を取調室に設置することになる。この可搬型の録音・録画装置の価格は、１セット約８０万円である。

(3) 質疑に対する回答要旨

ア 録音・録画装置について

- ・ 警視庁においては、設置型の録音・録画装置が約３６０台、可搬型の録音・録画装置が約１７０台整備されており、警視庁管内各警察署の刑事課、生活安全課等に、最低１台は整備されている。なお、全国の警察においては、設置型が約２７００台、可搬型が約１４００台整備されている。
- ・ 各装置では、ハードディスクとブルーレイディスクへの映像・音声の記録が同時に行われているが、ブルーレイディスクを原本とし、ハードディスクへの記録は、ブルーレイディスクへの記録に不具合が生じた場合に備えた予備的なものである。
- ・ 録音・録画装置の標準的な仕様は、警察庁において定めており、全国の都道府県警察で共通である。
- ・ 録音・録画装置の調達方法は、一般競争入札又は公募公告であり、年度によって製造メーカーが異なる場合もある。

イ 取調べについて

- ・ 取調べの録音・録画を実施する際には、供述人に対して、その旨の告知をしている。
- ・ 刑事訴訟法において取調べの録音・録画が義務付けられている事件以外であっても、逮捕・勾留されている被疑者が精神に障害を有する場合の取調べ等については、録音・録画を実施するよう努めている。また、その他にも、個別具体的な事案に応じ、必要と認められる場合には録音・録画を実施している。

東京地方検察庁における視察に係る録音・録画装置の外観等

※ 以下の写真は、東京地方検察庁の視察に係る装置を、事務当局において撮影したものである。

1 平成30年度に整備されたもの



2 令和2年度に整備されたもの

【カメラ・マイク・マイクアンプ・ノートパソコンの外観】



3 令和5年度に整備されたもの

【カメラ・マイク・ノートパソコンの外観】



警視庁本部における視察に係る録音・録画装置の外観等

※ 以下の写真は、警視庁本部の視察に係る装置と同型の装置を撮影したものであるとして、松田構成員から提供を受けたものである。

1 設置型の録音・録画装置

【本体の外観】



【カメラ・マイクの外観等】



※ カメラ・マイクを取調室に設置した状況のイメージ

2 可搬型の録音・録画装置

